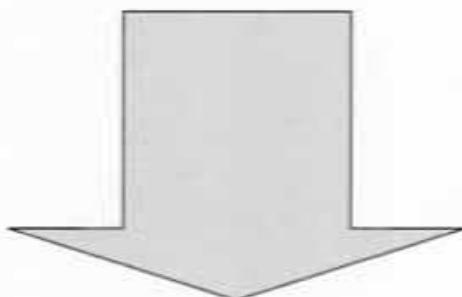


教育・保育提供区域の設定について

1. 教育・保育提供区域とは

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度において、本市は地域の実情に応じて、質の高い「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めた 5 年を計画期間とする「岩出市子ども・子育て支援事業計画」を作成する。



- 「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、
「教育・保育提供区域（以下、「区域」）」を設定
- 「量の見込み」の把握のためにニーズ調査を実施
(平成 25 年 12 月実施)

2. 区域と事業計画について

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。
 - ・ 各年度の児童の認定区分※ごとの「教育・保育」の「量の見込み（需要）に対して、5年間の確保方策（「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか）を記載。
 - ・ 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

※認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた岩出市の認定を受ける必要がある。認定区分は以下の3区分。

1号認定： 3－5歳児、学校教育のみの利用（保育の必要性なし）

2号認定： 3－5歳児、保育の必要性あり

3号認定： 0－2歳児、保育の必要性あり

3. 量の見込みについて

■子ども・子育て支援法 第61条第2項

- ①教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

3 教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(二) 市町村は、市町村子ども・子育て事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

■市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き

<2>量の見込みの算出

II 量の見込みの具体的算出方法

…「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意する。

●全国共通で「量の見込み」を算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	3～5歳
2	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所+地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

4. 量の見込みの算出方法について

量の見込みの具体的算出方法については、ニーズ調査の結果を用いた標準的な算出方法が国から示されている。この標準的な方法を用いて算出された数値を基礎として、実際の利用状況や施設の状況等を考慮したうえで、計画としての量の見込みを設定する。

●家庭類型ごとの分類

ニーズ調査結果を活用し、まず対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっている。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出する。また、子どもの年齢区分により、0歳～就学前、0歳、1・2歳、3歳～就学前の4パターンを作成する。

●家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（専業主夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部))
タイプF	無業×無業

*下限時間：保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限48～64時間／月の間で市町村が定める。

現在岩出市では原則として1日4h×4日以上（64時間／月）就労している場合に保育の対象としている。

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭推計（割合）」=「家庭類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」=「量の見込み（人）」

5. 区域ごとの事業計画の記載イメージ

●具体的な事業計画の記載イメージは以下のとおり。

	1年目			2年目			3年目			...
	「1号認定」 3~5歳 学校教育 のみ	「2号認定」 3~5歳 保育の必 要性あり	「3号認定」 0~2歳 保育の必 要性あり	「1号認定」 3~5歳 学校教育 のみ	「2号認定」 3~5歳 保育の必 要性あり	「3号認定」 0~2歳 保育の必 要性あり	「1号認定」 3~5歳 学校教育 のみ	「2号認定」 3~5歳 保育の必 要性あり	「3号認定」 0~2歳 保育の必 要性あり	
①量の見込み	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...
②確保の内容	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業			20人			30人		50人	...
②-①	0人	0人	▲100人	0人	0人	▲20人	0人	0人	0人	...

(子ども・子育て会議資料より抜粋)

6. 区域設定の際のポイント

- 国は基本指針にて、市町村が区域を設定する際のポイントを提示

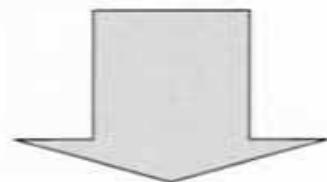
区域設定の際のポイント

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- 小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- 区域は、地域型保育事業（小規模保育など）の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
- 区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 一方、区域は、需給調整の判断基準となること等から、
 - ・小学校就学前子どもの区分（＝認定区分）ごと、
 - ・地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに、
 - ・教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

7. 認可と需給調整について

●地域型保育事業に関する認可の申請があった場合

- ①申請者が適格性、認可基準を満たせば、原則認可する。
- ②ただし、区域における教育・保育の「利用定員の総数」(供給)が、事業計画で定める「量の見込み」(需要)に既に達しているか、認可によってこれを超えると認めるときは、認可をしないことができる。



需要調整

「量の見込み」(需要) > 「利用定員の総数」(供給) ⇒ 原則認可

「量の見込み」(需要) < 「利用定員の総数」(供給) ⇒ 需給調整

8. 区域設定の検討の視点

- 以上のことと踏まえ、区域設定に当たり、次の視点により検討することとしてはどうか。

区域設定の検討の視点

- ① 利用者および事業者にとってわかりやすい区域設定が適切ではないか。
- ② 現在の保育需要の増大に対して、できる限り柔軟に対応できるような区域設定とすることが適切ではないか。
- ③ 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できるような区域設定が適切ではないか。
- ④ 利用者の各施設・事業に対する多様なニーズへ対応できるような区域設定が適切ではないか。
- ⑤ 一部エリアでの、短期間の需要の変動にも柔軟に対応できるような区域設定が適切ではないか。
- ⑥ 今後の対象児童数の推移が不確定な中で、需要推計を比較的立てやすい区域設定が適切ではないか。
- ⑦ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすい区域設定が適切ではないか。

9. 本市の区域設定方針（案）

区域分けは行わず、市全域を一つの範囲として設定する。

理由としては

- 本市の地理的条件から鑑みて、行政区や学校区単位で需給調整を行うには、範囲が狭すぎると考えられること。
- 本市内の幼稚園・保育所等において、これまで特に通園区域は設定しておらず、実際に市内外の様々な区域から通園をしている現状があること。

10. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。

- ① 「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
事由の1つに就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ② 「区分」：長時間認定（「長時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）
- ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

11. 短時間認定（「短時間」）の区分

1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

※現行制度の入所判定では、長時間・短時間の区分は特に設けていない。全国的に判断基準上、「1日当たり〇時間、月〇日以上」といった区分を設定し、「保育に欠ける」事由の判定とともに優先度を決定しており、当市は月64時間に設定している。

12. 保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定に当たっての考え方

- 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- 保育認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収斂、一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど、すべての就労形態に対応していくことを基本とする。
- 保育短時間の認定に当たっては、上記のパートタイムの形態で働いているケースを中心に対象とすることから、フルタイム労働よりも就労時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定してはどうか。具体的には、フルタイム就労者は、
 - ・ 1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること
 - ・ 1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であること
 - を踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定してはどうか。
- その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

13. 認定にかかる就労時間の下限（案）

現行どおり、月64時間とする。

理由としては

- 本市のニーズ調査の就労実態から鑑みて、月64時間が適当であること。
- 全国調査からみても、64時間設定が最多であること。